**さが県産品流通デザイン公社会員規程**

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人佐賀県産業振興機構定款第４条第１６号の規定に基づき、さが県産品流通デザイン公社（以下、「流通デザイン公社」という。）が実施する事業の会費について必要な事項を定めるものとする。

（会員）

第２条　会員は、流通デザイン公社が行う佐賀県物産の宣伝・斡旋・販路拡大及び品質向上並びに販売に関する事業に賛同して入会した各号のいずれかに該当する者とする。

（１）１号会員　個人及び法人の事業者

（２）２号会員　事業協同組合、商工関係団体、その他の組合及び団体

（３）３号会員　地方公共団体

２　会員は、公社が指定する卸・小売を通じて販売する際に支払う手数料の軽減及び情報の提供などの便宜を受けることができる。

（入会）

第３条　会員になろうとする者は、入会申込書（別紙１）を流通デザイン公社所長（以下、「所長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

（会費）

第４条　会費は年額とし、次の各号により納入しなければならない。

（１）１号会員　１０千円／口、１口以上

（２）２号会員　１０千円／口、２口以上

（３）３号会員　団体の標準財政規模等を基礎として算出した額とする。

２　会費は、所長が指定する期日までに納入するものとする。

３　既納の会費は、返還しない。

４　会費を２回未納となった会員は、会員資格を喪失するものとする。

（退会）

第５条　会員は、退会しようとするときは、退会届（別紙２）を所長に提出しなければならない。

（補則）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規定は、令和３年４月１日から施行する。

別紙１

入　会　申　込　書

　　年　　月　　日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

さが県産品流通デザイン公社所長　御中

住　　所：

企 業 名：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者名：

電話番号：　　　　　　　　　FAX

E-mail：

URL：

さが県産品流通デザイン公社へ入会しますので、下記により申し込みます。

記

１申込口数（年間１万円／口）　　　　　　　口

２振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行　　　　　　　　支店　　　　普通・当座 | |
| フリガナ  口座名義 | 口座ＮＯ |

３企業（団体）概要

　１）創業　　　　　　年　　　月　　　日

　　　従業員数　　　　　名

　　　その他

　２）生産（取扱）品目

品名　　　　　　　　　　　　　　　　特徴

※企業（団体）の経歴書、概要書及び生産（取扱）品の説明書、パンフレット等があれば添付してください。　また、食品製造に関係する者は、食品衛生法に基づく営業許可証及び生産物賠償責任保険(ＰＬ保険等)の写しも添付してください。

※申込みの際収集した個人情報は、目的以外のものには使用しません。

別紙２

退　会　届

　　年　　月　　日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

さが県産品流通デザイン公社　御中

住　　所

企 業 名

代表者名　　　　　　　　　　　　印

担当者名

さが県産品流通デザイン公社の会員を退会しますので、届け出ます。

　　　　　　退会日　　　　　　年　　　　月　　　　日